

鳥取市サイクリングターミナルの設置及び管理に関する条例（昭和53年条例第4号）新旧対照表 第40条関係

改正後					改正前								
○鳥取市サイクリングターミナルの設置及び管理に関する条例 昭和53年4月1日 鳥取市条例第4号					○鳥取市サイクリングターミナルの設置及び管理に関する条例 昭和53年4月1日 鳥取市条例第4号								
第1条～第11条（略）					第1条～第11条（略）								
別表（第5条関係）					別表（第5条関係）								
1 宿泊料及び食事料					1 宿泊料及び食事料								
使用料区分		宿泊料			食事料		使用料区分		食事料				
使用者区分		和室	和洋室	洋室	朝食730円、昼食1,680円、夕食1,680円を限度として		使用者区分		和室	和洋室	洋室	朝食720円、昼食1,650円、夕食1,650円を限度として	
大人		2,640円	2,530円	2,420円	教育委員会が定める額		大人		2,590円	2,480円	2,370円	教育委員会が定める額	
中学生		2,090円	1,980円	1,870円			中学生		2,050円	1,940円	1,830円		
小学生		1,870円	1,760円	1,650円			小学生		1,830円	1,720円	1,620円		
幼児	3歳以上	880円	770円	660円	無料		幼児	3歳以上	860円	750円	640円	無料	
	3歳未満	無料						3歳未満		無料			
備考					備考								
1 鳥取市の小・中学校が学校行事として使用する場合の宿泊料は、1人につき1泊410円を限度として教育委員会が定める額					1 鳥取市の小・中学校が学校行事として使用する場合の宿泊料は、1人につき1泊410円を限度として教育委員会が定める額								
2 前項以外の学校が学校行事として使用する場合及び地域の子ども会等の社会教育関係団体が集団宿泊研修として使用する場合の宿泊料は、1人につき1泊1,150円を限度として教育委員会が定める額					2 前項以外の学校が学校行事として使用する場合及び地域の子ども会等の社会教育関係団体が集団宿泊研修として使用する場合の宿泊料は、1人につき1泊1,130円を限度として教育委員会が定める額								

2 休憩料

区分	休憩料（休憩1回につき）
大人	660円
中学生	440円
小学生	220円
幼児	無料

備考 1回の休憩は、4時間以内とする。

3 研修室使用料

区分	午前9時～午後5時	午後6時～午後10時
研修室	5,500円	5,500円
1時間を単位として使用する場合	1時間につき820円	1時間につき1,370円

備考

- 1 1時間未満は、1時間とする。
- 2 午後5時から午後6時までの間に1時間を単位として使用する場合は、1時間につき820円とする。
- 3 小・中学校が学校行事として使用する場合及び地域の子ども会等の社会教育関係団体が使用する場合は、無料とする。

4 自転車使用料

区分	使用料（1台につき）
大人	330円

2 休憩料

区分	休憩料（休憩1回につき）
大人	640円
中学生	430円
小学生	210円
幼児	無料

備考 1回の休憩は、4時間以内とする。

3 研修室使用料

区分	午前9時～午後5時	午後6時～午後10時
研修室	5,400円	5,400円
1時間を単位として使用する場合	1時間につき810円	1時間につき1,350円

備考

- 1 1時間未満は、1時間とする。
- 2 午後5時から午後6時までの間に1時間を単位として使用する場合は、1時間につき810円とする。
- 3 小・中学校が学校行事として使用する場合及び地域の子ども会等の社会教育関係団体が使用する場合は、無料とする。

4 自転車使用料

区分	使用料（1台につき）
大人	320円

中学生	<u>220円</u>
小学生	<u>110円</u>
幼児	50円
備考	
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 1回の使用時間は、4時間以内とする。</li> <li>2 4時間を超える場合は、1時間（1時間未満は、1時間とする。）を増すごとに50円を加算する。</li> <li>3 小・中学校の児童・生徒が学校行事として使用する場合は、無料とする。</li> </ol>	
5（略）	

中学生	<u>210円</u>
小学生	<u>100円</u>
幼児	50円
備考	
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 1回の使用時間は、4時間以内とする。</li> <li>2 4時間を超える場合は、1時間（1時間未満は、1時間とする。）を増すごとに50円を加算する。</li> <li>3 小・中学校の児童・生徒が学校行事として使用する場合は、無料とする。</li> </ol>	
5（略）	